

橘小学校等複合化整備事業

実施方針等に関する質問への回答

- ・橘小学校等複合化整備事業に関して、令和6(2024)年2月29日までに受け付けた実施方針等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原則として原文のまま掲載しています。

令和6年3月

名古屋市

実施方針等に関する質問回答

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	5	1	9		事業スケジュール	橘小学校から平和小学校に仮校舎建設し引っ越し後の建設工事になるかともありますが、仮設校舎の建設においては本工事に含まれるのか、別途工事になるのかご指示お願いいたします。	仮設校舎に関連する業務は、本事業の事業範囲に含みません。
2	実施方針	5	1	9		事業スケジュール	「②建設期間を短縮し、③引渡日をこれよりも早めた場合は、その期間とする。」との記載がありますが、引渡日を早めた場合、提案の評価点にプラスされるでしょうか？	民間事業者の選定方法に関することは、入札公告の際に公表する落札者決定基準において示します。
3	実施方針	5	1	9		事業スケジュール	事業提案書で建設期間を短縮した場合、支払いスケジュールも前倒しになると理解してもよろしいでしょうか。	代金の支払いに関しては、契約期間における作業内容に応じて決定することになります。支払時期等の具体的なことは、落札者決定から契約締結までの間に、事業者と市の協議により決定します。
4	実施方針	5	1	10		事業者の収入	業務に係る対価についてですが、前払い等のお考えはございますでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
5	実施方針	6	2	1		民間事業者の募集及び選定の方法	総合評価一般競争入札を採用し、WTO政府調達協定の対象事業とありますが、2章5(2)(イ)総合評価に記載のある審査項目以外に、本市の実績や工事成績点等も評価項目範囲なるのでしょうか。ご指示お願いいたします。	民間事業者の選定方法に関することは、入札公告の際に公表する落札者決定基準において示します。
6	実施方針	6	2	2		選定の手順及びスケジュール(予定)	6月中旬入札説明書等に関する質問受付締切、6月中旬参加表明の受付、6月下旬資格審査結果の通知、7月入札説明書等に関する質問回答の公表となっておりますが、参加表明の受付は入札説明書等に関する質問回答後にしていただけないでしょうか。市のご回答によっては、参加申請資料不足の可能性が考えられます。	参加表明の受付の時期は、実施方針第2の2(6頁)で示したスケジュールのとおりとします。スケジュールに沿って手続きを進めてください。
7	実施方針	6	2	2		選定の手順及びスケジュール(予定)	6月上旬入札公告、6月中旬入札説明書等に関する質問受付締切、6月中旬参加表明の受付、6月下旬資格審査結果の通知、7月入札説明書等に関する質問回答の公表となっておりますが、参加表明の提出期限を変更していただけない場合は、入札公告から参加表明提出まで期限がありませんので、参加表明に係る提出添付書類の簡素化をお願いできますでしょうか。 (簡素例：令和5・6年度参加資格を有する企業は、会社概要、決算報告書、暴対法の役員名簿の添付の省略。)もしくは、事前に添付書類のリスト公表をお願いできますでしょうか。	参加表明の受付にあわせてご提出いただく資格審査書類は、入札公告の際に入札説明書で示します。資格審査に必要な書類を提出いただくものであり、簡素例に例示された書類の簡素化はいたしかねます。提出期限に間に合うようご準備ください。なお、書類のリストは、本市における設計・施工一括発注方式の先行事例を参考にしてください。
8	実施方針	6	2	2		選定の手順及びスケジュール(予定)	令和6年9月の入札書、事業提案書の受付締切とあるが、今回はDB方式でもあり、また7月の官民対話後に実質的な設計検討の作業となるため、入札公告から入札までの期間は最低でも4ヶ月以上を確保して頂きたいと思っております。入札から落札者決定までも3ヶ月近くあるので、この期間を短くして提案期間を長くして頂きたいと思っております。	実施方針第2の2(6頁)で示したスケジュールのとおりとします。スケジュールに沿って手続きを進めてください。
9	実施方針	6	2	2		選定の手順及びスケジュール(予定)	官民対話の実施が7月となっておりますが、実質的な設計検討のスタートはこの対話終了が前提となるため、6月下旬の資格審査後にすぐに実施して頂きたいと思っております。	実施方針第2の2(6頁)で示したスケジュールのとおりとします。スケジュールに沿って手続きを進めてください。
10	実施方針	6	2	2		選定の手順及びスケジュール(予定)	令和6年11月の事業提案書に関するヒアリング実施と記載してありますが、プレゼンテーション等も同時に実施するのでしょうか。ご指示お願いいたします。	ヒアリングの実施に関することは、入札公告の際に公表する入札説明書等において示します。
11	実施方針	17	4	2	2	新施設の概要(配置)	2/20の現地説明会において、「ナゴヤ学びのコンパス」は実施方針作成とタイムラグがあり、それらの考えが反映されていないとの説明でした。今回、計画を行うにあたり、要求水準書(案)や別紙06諸室性能において、限定されている内容(階設定や室の隣接条件)は「ナゴヤ学びのコンパス」の思想から変更も可能と理解してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	実施方針及び要求水準書案は、「ナゴヤ学びのコンパス」(令和5年9月策定)の理念を踏まえた内容になっています。令和6年2月20日の実施方針等に関する説明会で説明したのは、「橘小学校等複合化整備計画」(令和5年3月策定)では触れられていないということです。諸室の階の設定や隣接条件は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、要求水準書案の「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。その他配置に関しては、実施方針第4の2(2)(17頁)の「配置」で示した条件のとおりです。
12	実施方針	7	2	3	3	閲覧・貸与資料の交付	【廃棄・返却】について、電子データ取得保存後すぐに返却でよろしいでしょうか。コンソーシアム各会社との秘密保持契約を締結すれば、資料情報共有は可能でしょうか。ご指示お願いいたします。	閲覧・貸与資料は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄又は返却してください。取得後にただちに返却・廃棄していただく必要はありません。また、コンソーシアム各会社との情報共有については、別紙4の第5項を遵守することを条件として可能となります。取得情報の取扱いについては、別紙4の第6項を遵守してください。
13	実施方針	8	2	3	8	入札書及び事業提案書の受付	入札書については、電子入札になるのか紙入札になるのかご指示お願いいたします。	紙入札になります。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
14	実施方針	8	2	4	2	応募者の構成等	「イ 施工業務と工事監理業務については兼務することはできず、」とありますが、建設会社が設計・施工として参加する場合には工事監理についても1社で行うことは無理でしょうか。	本項の規定のとおり、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできません。
15	実施方針	9	2	4	2	応募者の構成等	応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとありますが、代表企業は、建設業務・設計業務・工事監理業務のいずれかを担わなければならないのでしょうか。また、そのような場合について建設共同企業体（以下、建設JVという。）を組成する場合の建設JVの代表者が代表企業にならなくてもよろしいでしょうか。	質問前段については、お見込みのとおりです。応募者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理を行う企業で構成されます。質問後段について、第2の4(2)エの「代表企業」は、第2の4(1)の共同企業体の代表企業（代表者）と同一の企業です。
16	実施方針	9	2	4	3	応募者の参加要件等	冒頭に「なお、競争入札参加資格の基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。」と記載がありますが、「ウ本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者」とありますように、公告日に指名停止を措置を受けている者は、入札参加資格が無いとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	実施方針	11	2	4	4	ア 設計業務を行う企業	(イ)のほか、配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていることとありますが、具体的にどういった要件でしょうか。	提案する建築物、建築設備等の内容に応じて、適切な資格、実績等を有する等の要件を満たしていることを意味します。
18	実施方針	11	2	4	4	ア 設計業務を行う企業	ア設計業務を行う企業に関する(ウ)の資格要件について、「実施に適した要件」とありますが、延べ面積に関わらず、「学校」用途の新築又は増築工事の設計業務であれば、実績として問題無いものとして判断しても宜しいでしょうか。又は用途に関わらず、延べ面積3500㎡以上の新築又は増築工事の設計業務であれば、実績として問題無いものとして判断しても宜しいでしょうか。	質問前段について、提案する建築物、建築設備等の内容に応じて、適切な資格、実績等を有する等の要件を満たしていることを意味します。質問後段（「又は」以下）については、(エ)に規定するとおりです。
19	実施方針	11	2	4	4	ア 設計業務を行う企業	ア設計業務を行う企業に関する(エ)の資格要件について、「学校」用途の新築又は増築工事の「延べ面積が3500㎡以上であるもの」と縛りがありますが、地元企業の育成に配慮し、幅広い参加を求めため、「延べ面積が500㎡以上であるもの」など、条件を緩和頂けないでしょうか。又は用途に関わらず、延べ面積3500㎡以上の新築又は増築工事の設計業務であれば、実績として参加を認めて頂けることはできないでしょうか。	規定のとおりとします。
20	実施方針	11	2	4	4	イ 施工業務を行う企業	(ウ) 配置予定技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。とありますが、具体的にどのような要件でしょうか。	提案する建築物、建築設備等の内容に応じて、適切な資格、実績等を有する等の要件を満たしていることを意味します。
21	実施方針	11	2	4	4	イ 施工業務を行う企業	「配置予定技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。」とありますが、実施に適した要件については、(ウ)「このうち監理技術者は、施工業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。」と(エ)「平成21年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の施設の建設又は増築工事（当該工事の対象建築物の延べ面積が3,500㎡以上であるもの）を施工した実績を有する者であること。」を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答を参照してください。
22	実施方針	11	2	4	4	ウ 工事監理業務を行う企業	工事監理企業において、(ウ) 配置予定の技術者資格、実績が本事業の実施に適した要件等は、どのような要件でしょうか。ご指示お願いいたします。	提案する建築物、建築設備等の内容に応じて、適切な資格、実績等を有する等の要件を満たしていることを意味します。
23	実施方針	11	2	4	4	ウ 工事監理業務を行う企業	ウ工事監理業務を行う企業に関する資格要件について、「アに同じ」とありますが、(ウ)の資格要件について、「実施に適した要件」とありますが、用途に関わらず、延べ面積3500㎡以上の新築又は増築工事の工事監理業務であれば、実績として問題無いものとして判断しても宜しいでしょうか。	No.22の回答を参照してください。
24	実施方針	11	2	4	4	ウ 工事監理業務を行う企業	ウ工事監理業務を行う企業に関する資格要件について、「アに同じ」とありますが、(エ)の資格要件について、「学校」用途の新築又は増築工事の「延べ面積が3500㎡以上であるもの」と縛りがありますが、地元企業の育成に配慮し、幅広い参加を求めため、用途に関わらず、延べ面積3500㎡以上の新築又は増築工事の工事監理業務であれば、実績として参加を認めて頂けることはできないでしょうか。	規定のとおりとします。
25	実施方針	12	2	5	1	審査に関する基本的な考え方	評価会議における評価員のメンバーについては、入札公告時に氏名は公表されませんか。	総合評価委員の氏名は、入札公告の際に落札者決定基準において公表します。
26	実施方針	12	2	5	2	(ア) 基礎審査	予定価格は公表されますでしょうか。	入札公告において公表します。
27	実施方針	12	2	5	2	(ア) 基礎審査	予定価格を超えると失格との記載がありますが、予定価格は参考価格として、昨今の入札不調等を考慮し超える提案も認めて頂けないでしょうか。当然ながら超えた場合については、価格点は下がることになるかと思えます。	認めません。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
28	実施方針	13	2	5	2	(イ) 総合評価	ただし、参加者が多数になると見込まれた場合は、提案審査を多段階により実施することがある。とありますが、多数とは何社ぐらいを指しますでしょうか。	6社以上を想定しています。
29	実施方針	13	2	5	2	(イ) 総合評価	総合評価における提案点と価格点の比率を教えてください。提案点：価格点＝7：3又は8：2ぐらいでしょうか。	民間事業者の選定方法に関することは、入札公告の際に公表する落札者決定基準において示します。
30	実施方針	13	2	5	3	落札者の決定・公表	提案書の評価点等は、契約後公表されるのでしょうか？	仮契約の締結前（令和6年12月予定）に、評価点等を含む審査講評において公表することを予定しています。
31	実施方針	15	3	3	2	契約保証金の納付等	契約保証金については、建設工事の金額のみで設計金額・監理金額等含まない額でよろしいでしょうか。ご指示お願いいたします。	入札公告の際に公表する入札説明書等において示します。
32	実施方針	15	3	3	2	契約保証金の納付等	契約保証金の納付等を求めることを想定している。とありますが、履行保証保険も含まれますでしょうか。	入札公告の際に公表する入札説明書等において示します。
33	実施方針	17	4	2	2	新設施設の概要	サブグラウンドは事業範囲外とのことですが、工事期間中の利用想定についてご教示ください。（事業者で借地が可能か。）	複合施設の建設工事期間中における橘小学校のサブグラウンドの利用に関しては、検討中となっています。地域活動での利用も想定しており、工事での利用の可否については、決まり次第提示します。
34	実施方針	17	4	2	2	新設施設の概要	サブグラウンドについては今回の工事で現場事務所の設置場所とすることは可能でしょうか。また現場用駐車場や資材置場としての使用は可能でしょうか。	No.33の回答を参照してください。
35	実施方針	17	4	2	2	新設施設の概要	延床面積が約10,000㎡の記載があります。要求水準を満たし、居室についても必要性能を満たす場合であれば、この面積に関わらず延床面積を削減する提案も可能でしょうか。またその下限値があれば教えてください。上限値についてもあれば教えてください。	延床面積について、要求水準を満たした上で10,000㎡を下回る提案は可能です。下限値はありませんが、面積を規定していない共用部等を含めて要求水準を満たすものとしします。上限値は、要求水準書案第2の2(1)ウ（12頁）で示す条件のとおりです。
36	実施方針	17	4	2	2	新設施設の概要	「配置について、橘小学校等複合化整備計画（令和5年3月）の平面計画案及び要求水準書の「別紙13機能相関図」を参考とし、事業者提案による」とありますが、要求水準等を満たした上であれば大幅は配置変更も可能との理解でよろしいでしょうか。	質問における「大幅」の程度が明らかでなく、判断しかねます。No.11の回答を参照してください。
37	実施方針	17	4	2	2	新設施設の概要	（注）上記敷地外に別途駐車場を整備する予定（本件発注の対象外）とありますが、駐車場の場所、使用目的と整備時期をご教示ください。	事業敷地の近隣（橘小学校のサブグラウンドが候補地）において、複合施設の利用者及び橘小学校の教職員のための駐車場を整備します。整備時期は未定ですが、複合施設の供用開始までに整備する予定です。
38	実施方針	20	6	2	2	設計・工事請負契約の締結等	市は、落札者と設計・工事請負契約書案に基づき～締結する予定であるとありますが、契約は1本で締結するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書案	3	1	2	6	ウ 子ども中心の学びに配慮した施設	2月20日の現地説明会にて、「ナゴヤ学びのコンパス」の考え方が、実施方針における要求水準（案）に反映されていないとの説明がありました。「ナゴヤ学びのコンパス」の考え方を反映した施設計画をするにあたり、今回示されている要求水準（案）及び別紙06諸室性能における階の条件や隣接関係の条件は、変更も可能でしょうか。	No.11の回答を参照してください。
40	要求水準書案	3	1	2	6	ウ 子ども中心の学びに配慮した施設	上記質問に関わり、「ナゴヤ学びのコンパス」を反映した施設計画のため、入札公告前（なるべく早期に）に官民対話の実施をしていただく事は可能でしょうか。	官民対話の実施時期は、実施方針第2の2（6頁）で示したスケジュールのとおりとします。スケジュールに沿って手続きを進めてください。
41	要求水準書案	3	1	2	6	ウ 子ども中心の学びに配慮した施設	左記に記載の「ナゴヤ学びのコンパス」実現のために、公告前（3月～4月程度）に官民対話の実施の検討をよろしくお願い申し上げます。	No.40の回答を参照してください。
42	要求水準書案	3	1	2	7	事業の枠組み	名古屋市と共同企業体が請負契約を締結スキームになっていますが、SPCを組成することは可能でしょうか。	不可です。
43	要求水準書案	4	1	2	10	事業スケジュール	引渡日を令和11年2月1日よりも早めた場合、評価の優位性はあるのでしょうか。	民間事業者の選定方法に関することは、入札公告の際に公表する落札者決定基準において示します。
44	要求水準書案	5	1	2	11	費用負担	通信費及び光熱水費等の負担について、本事業に要する～事業者が負担する。とありますが、契約から引き渡しまでの間の分に限るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書案	7	1	9	2	共通事項	（カ）市が議会、市民等に向けた～市の要請に応じて説明資料作成し、とありますが、説明資料の印刷費は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	「必要に応じて説明に関する協力を行うこと」には、事業者の負担による説明資料の印刷を含みます。
46	要求水準書案	8	1	9	2	イ 技術者及び担当者の配置	ただし、統括管理技術者の変更は原則不可とする。とありますが、ここでいう統括管理技術者とは誰を指すのでしょうか。	「第3 統括管理業務に関する要求水準」（40頁）を参照してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
47	要求水準書案	10	2	1	4	既存インフラ状況	インフラ引込みの計画にて市との協議やその他建屋計画に対する追加変更に伴い予定した負担金が増額となった場合は、別途増額項目としての扱いとしてよろしいでしょうか。	市との協議、建屋計画に起因する負担金の増額は、事業者の負担です。
48	要求水準書案	11	2	1	5	イ 土壌汚染の状況	「(イ) 事業者の判断により、必要に応じて追加の土壌汚染調査を行うことができるが、関連して発生する一切の費用については、事業者と負担とする」とありますが、地歴調査結果だけでは判明せず、自然由来のヒ素等が発見される場合もあります。当初に想定できなかった地中障害やアスベスト等と同様に土壌汚染についてもその処理費用は別途になります。官民間問わずに同様な対応をお願いしているため、今回も別途対応にてよろしく願いいたします。	原案どおりとします。
49	要求水準書案	11	2	1	5	イ 土壌汚染の状況	「調査結果を理由とした工期延長は認めない」とありますが、「参考c 地歴調査結果」では想定できない調査結果が生じた場合も同様の考えになるのでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書案	11	2	1	5	ウ 既存施設の状況	「(ア) 本敷地には、既存施設の杭、基礎、埋設配管等が存在する(「参考e 既設図面(過去工事履歴一覧表)」参照)。これらの杭等を含めて既存施設は原則としてすべて撤去すること。」とあります。閲覧資料の既設図面を確認しましたが、校舎棟の杭が確認できませんでした。校舎棟に杭は無いとの理解でよろしいでしょうか。 ※校舎棟の杭が確認できる資料がありましたらご提供ください。	北校舎棟の杭については、お見込みのとおりです。なお、要求水準書(案)に記載の「参考e 既設図面(過去工事履歴一覧表)」は、「参考d 既設図面(過去工事履歴一覧表)」の誤りです。該当箇所の記載を修正します。
51	要求水準書案	11	2	1	5	ウ 既存施設の状況	本敷地には既存施設の杭、基礎、埋設配管等が存在する、とありますが閲覧資料では杭が確認できませんでした。杭について分かる資料のご提示をお願いできますでしょうか。	No.50の回答を参照してください。
52	要求水準書案	11	2	1	5	ウ 既存施設の状況	過去工事履歴に解体工事竣工図などがあれば閲覧させていただきます。	解体工事竣工図はありません。
53	要求水準書案	13	2	2	2	2 環境保全性 1 全体	「第三者機関により評価結果を確認できるように」とありますが、CASBEE名古屋の諸手続きとは別という意味でしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書案	13	2	2	2	2 環境保全性 5 省エネルギー・省資源	「ZEB Ready」の検討にて機器の比較検討等を行い省エネ性能が優れている場合、空調機や照明機器の仕様変更を行うことは可能でしょうか。	可能です。機器の比較検討等を行い省エネ性能が優れた空調機や照明機器を提案してください。
55	要求水準書案	13	2	2	2	2 環境保全 5 省エネルギー・省資源	建屋性能が「ZEB Ready」相当以上となるように整備するよう記載がありますが、再生可能エネルギーを含めて基準一次エネルギー消費量を50[%]以上削減すれば要求水準に適用されていると考えてよろしいでしょうか。	国が定義する「ZEB Ready」相当以上となるように整備し、また第三者機関による認証を得ることを要求水準とします。
56	要求水準書案	15	2	2	2	3 安全性 4 対浸水	洪水・内水氾濫に対して建屋性能として必要な止水高は「1.0m」と記載されておりますが、P.25 2(10) 設備計画 電気設備計画 幹線設備では1階レベル又は地下1階レベルが浸水した場合と記載されております。建屋の止水性能の止水高「1.0m」を正としてよろしいでしょうか。	施設の止水性能(止水高1.0m)を確保した上で、電灯設備の幹線設備については、地下1階又は1階レベルが浸水した場合であっても、上階において電力が使用可能なよう系統分けを行うものとします。
57	要求水準書案	17	2	2	2	5 経済性 1 耐久性	「設計耐用年数は新築80年」とありますが、構造体においても補修などの維持管理を前提とした期間と考えてよろしいでしょうか。	構造体は、大規模な補修することなく80年以上の使用が可能となるものとします。
58	要求水準書案	18	2	2	3	エ 積載荷重	運動場は、緊急車両、工事車両等以外にイベント時などの駐車場利用の想定はありますでしょうか。	イベント時等での駐車場利用は想定していません。
59	要求水準書案	18	2	2	4	維持管理・運営に配慮した施設計画	「ア 公共施設の目標耐用年数80年以上にわたる建物利用を考慮し、長期修繕計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること」とありますが、今後、長期修繕計画表を作成し、諸条件の設定も仮設定し、目標耐用年数80年以上の建物利用のライフサイクルコスト低減効果を算定した上で、維持管理・運営に配慮した施設計画を考える必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書案	19	2	2	4	維持管理・運営に配慮した施設計画	サ 新施設の維持管理に必要な備品を引渡し前に納品すること。とありますが、提案段階で、ある程度の必要なリストを公開をお願いします。	本事業において事業者が納品する備品は、「別紙08 事業者が設置する什器・備品等一覧」のとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
61	要求水準書案	20	2	2	5	ア 配置計画	「(チ)多様な学習内容、学習形態に対応した、高機能かつ多機能な学習環境…」これらの具体的な内容をご教示下さい。	ア(チ)に掲げる学習環境とは、「ナゴヤ学びのコンパス」に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる環境を意味します。従来から行っている一斉授業のほか、学校の実態に合わせて子どもたちが自律して学ぶ姿が見られるような学習を設定していきます。新施設での橋小学校で想定される学習内容や学習形態に関しては、「ナゴヤ学びのコンパス」(令和5年9月策定)の中で紹介している名古屋市立山吹小学校、同矢田小学校、東浦町立緒川小学校、奈良女子大学附属小学校等での取り組み事例を参考にしてください。
62	要求水準書案	23	2	2	8	建具計画	ウ外部に面する建具は、フッ素樹脂等・・・と記載がありますが、こちらの記載は鋼製建具に対する仕上として理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書案	23	2	2	8	建具計画	ウ外部に面する建具は、フッ素樹脂等・・・と記載がありますが、こちらの記載は鋼製建具に対する仕上として理解して宜しいでしょうか。	No.62の回答を参照してください。
64	要求水準書案	27	2	2	10	(オ)発電設備 a 非常用発電設備	建物のBCP対応として発電機を保安利用して72時間運用した際に燃料を貯蔵する大型貯蔵庫の設置を行う場所が限られておりますが限られた設置に伴ってグラウンドや必要諸室の必要面積削減は認められますでしょうか。	認められません。
65	要求水準書案	27	2	2	10	(オ)発電設備 b 太陽光発電設備	「b太陽発電設備」において、記載されています「体育館(カンガルーボックス内)」は、体育館の一部を指していると思われませんが、具体的に何を指していますでしょうか。ご教示をお願いします。	カンガルーボックスとは、体育館の舞台側付近に設置する、ラジカセ等を使用する際に引き出すことができ、コンセント等が設けられている埋込み型の箱体を指すものです。具体的な仕様は、「別紙06 諸室性能(特記事項)リスト」「体育館(学校)」の「電気」欄(48～49頁)を参照してください。
66	要求水準書案	28	2	2	10	(カ)弱電設備 a 構内情報通信設備	ケーブルラック等は、LAN用、電話用、その他弱電設備用等として各々分けて計画するよう記載がありますが、同一のケーブルラックをセパレータにて区域分けを行えば要求水準に適用されていると考えてよろしいでしょうか。	それぞれ分けて配置計画を行うものとします。同一ケーブルラック内を、セパレータ等を設けて区域分けすることは不可とします。
67	要求水準書案	30	2	2	10	(カ)弱電設備 g テレビ電波障害防除設備	要求水準書より想定したテレビ電波障害防除設備の設備性能が市や周辺住居の求める方法と異なり方式変更が発生した場合の変更費用については別途増額項目としての扱いでよろしいでしょうか。	質問の事象を含めて、テレビ電波障害防除設備に関する費用は、事業者の負担とします。
68	要求水準書案	30	2	2	10	(カ)弱電設備 h 管理用カメラ設備	要求水準事項として示されている箇所に対する管理カメラの設置以外に合理的な理由として市から追加要求が行われる旨の記載がありますが、合理的な理由としてはどのような内容となりますでしょうか。	法令等の変更、事業者の配置計画等に起因して管理カメラ設置の必要が生じる場合等が該当します。
69	要求水準書案	31	2	2	10	(ク)外構設備 a 電力引き込み	市との協議やその他建屋計画に対する追加変更に伴い発生した電柱の移設や撤去費用及び負担金が発生した場合は、別途増額項目としての扱いとしてよろしいでしょうか。	市との協議、建屋計画に起因する追加変更に伴う費用、負担金等は、事業者の負担とします。
70	要求水準書案	35	2	2	11	ア 植栽	「樹種の選定に当たっては、剪定や刈込の必要性が少ない樹種を選定」とありますが、落葉樹では無い常緑樹の選定も望ましいという理解で宜しいでしょうか。	樹種は、要求水準を満たしていれば問いません。
71	要求水準書案	35	2	2	11	イ 運動場	「運動場の一面にクラブハウス、体育器具、屋外便所、備品倉庫を整備」とありますが、屋外便所の必要な数をご教示願います。	必要な設備及び数は、「別紙06 諸室性能(特記事項)リスト」及び「別紙07 諸室性能リスト」に記載しています。
72	要求水準書案	35	2	2	11	イ 運動場	運動場において、照明設置に関する記載がありません。夜間利用はなく、照明は不要と考えてよろしいでしょうか。	運動場に照明設備は不要です。
73	要求水準書案	40	3	1	3	実施体制	全期間にわたり「統括管理技術者」を配置とありますが、統括管理技術者は専任かつ常駐の必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、統括管理技術者に求められる資格や経験はございますでしょうか。	質問前段について、統括管理技術者の統括マネジメント業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、統括管理技術者について専任又は常駐を要しないこととします。詳細は、入札公告の際に入札説明書等において示します。質問後段について、担当業務を円滑に遂行し得る技術者を配置するものとします。
74	要求水準書案	40	3	1	3	実施体制	全期間にわたり「統括管理技術者」を配置しとあります。「統括管理技術者」に求められる資格等はございますでしょうか。	No.73の回答を参照してください。
75	要求水準書案	40	3	1	3	実施体制	統括管理技術者と監理技術者の兼務は可能でしょうか。加えて、現場代理人の兼務も可能でしょうか。	統括管理技術者と監理技術者の兼務は可能です。本事業では、本市の従来の工事請負契約において設置することとしている現場代理人に替えて統括技術管理者を配置することとしています。
76	要求水準書案	41	3	2	2	業務担当者	統括管理技術者と業務担当者は兼務してもよろしいでしょうか。	統括管理技術者が、管理技術者(設計)、管理技術者(工事監理)、監理技術者、専門技術者等と兼任することは可能です。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
77	要求水準書案	40	3	1	3	実施体制	建設業務を行う企業において、監理技術者と現場代理人の兼務は可能でしょうか。	本事業では、本市の従来の工事請負契約等において設置することとしている現場代理人に替えて統括技術管理者を配置することとしています。その上で、統括管理技術者と監理技術者の兼務は可能です。
78	要求水準書案	44	4	2	2	イ 積算業務	基本設計時・実施設計時に請負代金内訳書及び参考代金内訳書をRIBC2にて作成する旨の記載がありますが単価情報が不明な為、請負代金内訳書の内訳書については施工者書式での作成と考えてよろしいでしょうか。	請負代金内訳書は、RIBC2により、市の単価ではなく事業者の単価を入力し、作成するものとします。なお、内訳書の構成については公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）及び電気設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）、機械設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）の「内訳書作成例」に基づき細目別内訳まで作成し、別紙明細についても詳細内容が分かるように漏れなく作成するものとします。
79	要求水準書案	44	4	2	2	イ 積算業務	基本設計時・実施設計時に請負代金内訳書及び参考代金内訳書をRIBC2にて作成する旨の記載がありますが単価情報が不明な為、請負代金内訳書の内訳書及び単価については施工者書式での作成と考えてよろしいでしょうか。	No.78の回答を参照してください。
80	要求水準書案	44	4	2	2	イ 積算業務	基本設計時・実施設計時に市の比較検討用として参考代金内訳書をRIBC2にて作成する旨の記載がありますが、内訳書の扱いとしては市の内部検討用資料としての扱いで請負代金内訳書の単価に対する単価交渉は行わないと考えてよろしいでしょうか。また、設計途中での変更に対する単価についても同様と考えてよろしいでしょうか。	No.78の回答を参照してください。
81	要求水準書案	46	5	1	4	実施体制	監理技術者と現場代理人は兼務可との認識でよろしいでしょうか。	No.77の回答を参照してください。
82	要求水準書案	46	5	1	4	実施体制	監理技術者及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこととありますが、監理技術者と意匠の担当者は1人の技術者が兼務することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書案	46	5	1	4	実施体制	専門別の担当者（意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等）に、それぞれ求められる資格や経験はございますでしょうか。	担当業務を円滑に遂行し得る技術者を配置するものとします。
84	要求水準書案	61	6	2	8	その他解体・撤去等業務において必要な業務	橘の木の移設・復旧について、柑橘類で工事期間中に枯れやすいため、移設場所等のご教示願います。	事業者にて一時保管のうえ復旧することとします。
85	要求水準書案 別紙03 モニタリング基本 計画書	1	1	2	1	基本的考え方	モニタリングの実施期間は設計・工事請負契約書の締結から引渡しまでの事業期間内との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。契約不適合責任期間において目的物に契約不適合が確認等された場合は、当該期間もモニタリングの対象となります。
86	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	9				集会室1-1	備品・家具等の欄にダンス利用があると記載されていますが、映像音響設備に関して記載がありません。また、別紙8の什器・備品等一覧にもありません。映像音響設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。映像音響に係る機材は、利用者の持ち込みを想定しています。
87	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	10				集会室1-2	備品・家具等の欄にダンス利用があると記載されていますが、映像音響設備に関して記載がありません。また、別紙8の什器・備品等一覧にもありません。映像音響設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	No.86の回答を参照してください。
88	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	17				集会室7	電気の欄に「アンプに接続するコンセントはカットリレー付とする」と記載がありますが、映像音響設備を設置する旨の記載がありません。別紙07 諸室性能リストにも記載がないことから不要と考えてよろしいでしょうか。	映像音響設備は、ポータブルによる持ち込みを想定しており、これに対応可能な仕様とするものとします。
89	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	20				集会室4	ピアノの表記がありますが、別紙08事業者が設置する什器・備品等一覧のP6集会室4のリストには表記がありません。ピアノの設置は本工事からは除外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	20				集会室4	上記より、集会室4にてピアノが本工事に含まれる場合、ピアノのメーカー・品名・品番等を御指示願います。	No.89の回答を参照してください。
91	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	33				体育館（生涯学習センター）	カンガルーボックスの仕様として鋼板製下駄箱(30人分)600×H400×D400程度鍵付きとありますが、49頁体育館(学校)のカンガルーボックスと表記が異なりますが、下駄箱(30人分)というのは、誤記と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。下駄箱は、50足分を設置します。該当箇所の記載を修正します。
92	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト	33				体育館（生涯学習センター）	上記より、下駄箱(30人分)が誤記でない場合、下駄箱(30人分)とはどの様に解釈したら宜しいでしょうか。	No.91の回答を参照してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
93	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト 別紙08 事業者が設置する 什器・備品等一覧	34 6				体育館(生涯学習センター)	別紙08事業者が設置する什器・備品等一覧ではライン引きにフットサルコート1面の指示がありますが、別紙06諸室性能(特記事項)リストでは実施を想定しないとあります。別紙06諸室性能(特記事項)リストを正とし実施しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 フットサルコート1面のライン引きは不要です。 該当箇所の記載を修正します。
94	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト	73				ボランティア室・中高生ルーム	冷蔵庫の表記がありますが、別紙08事業者が設置する什器・備品等一覧のP5ボランティア室のリストには表記がありません。冷蔵庫の設置は本工事からは除外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト	117				理科室(学校)	理科室を地域開放する際は、どのような使われ方を想定されておりますでしょうか。	理科室は、地域には開放しません。
96	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト	117				理科室(学校)	「日常的な実習スペースの場としてワークスペースを設けてオープンな構成をとること」と記載がありますが、ワークスペースは教室内に設ける想定でしょうか。含まれない場合、関連図のどの部分を想定しているかお示し頂けないでしょうか。	ワークスペースは、理科室内に設けません。 該当箇所の記載を修正します。
97	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト	119				各特別教室準備室(学校)	図工準備室・理科準備室・音楽準備室に記載のある、「カーテンボックス及びカーテンレール」については窓のある場合にのみ設置が必要との理解で宜しいでしょうか。	「別紙06 諸室性能(特記事項)リスト」「各特別教室準備室(学校)」の「仕様」欄の記載のとおりです。
98	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト	123				メディアルーム準備室	将来的に、5階メディアセンター準備室を配膳室として活用された際は、メディアセンター準備室機能はなくなると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の「メディアセンター準備室」が「メディアルーム準備室」のことであれば、お見込みのとおりです。5階の多目的室を普通教室に転用する必要がある場合には、メディアルーム準備室を給食の配膳室に転用する可能性があります。 このことに関して、「方針」欄を修正します。
99	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト 別紙07 諸室性能リスト 別紙13 機能関連図					配置 面積(m ² /室)	各室の必要面積確保に対し、空調のドレン配管程度のパイプスペース程度であれば、基準法面積の中で諸室性能が確保可能と推測します。また、機能関連図を読み取りますと各種タテシャフトの計画がされていないまま必要面積が押さえられていると見受けられます。こうしたタテシャフトを的確に確保していくことも将来的な保守・更新の観点からも重要と考えられ、それらを加味しますと諸室面積や実質的なサイズが確保できないことも想定されます。そうした視点から、教室や居室面積を確保ししながら、階指定や室の隣接条件の変更は可能として考えてよろしいでしょうか。	諸室の階の設定や隣接条件は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。 機能の隣接関係は、第2の2(1)ウの表2-4(12頁)の「配置」で示した条件のとおりです。
100	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト 別紙07 諸室性能リスト 別紙13 機能関連図					配置 形状 階 面積(m ² /室)	受領資料を基に設備シャフトや構造フレームの概略を検討しました。機能関連図についてシングル線の計画且つ各所寸法や面積の抑えについて設備や構造他納まりについて、見込みを加味した計画になっていないように見受けられます。PS・EPS・1階給食調理室からのダクトスペースなどのスペースを確保に伴い、かなりのそれらに面積がとられることが想定されます。別紙07の※4においては、シャフトを含む基準法面積と記載は頂いているものの、各室の面積や隣接条件・階指定についての影響がかなり出る可能性があると考えられます。敷地への建屋建設範囲の余剰もないことから、居室面積や基本コンセプトを満足させながら、諸室要求性能(非居室面積や階指定、隣接条件)について、一部変更可能として考えてよろしいでしょうかご教示ください。	No.99の回答を参照してください。
101	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト 別紙07 諸室性能リスト 別紙13 機能関連図					配置 形状 階 面積(m ² /室)	機能関連図において、柱の想定がされていないシングル線の計画となっていることと、実質的なスペースのサイズなど確保との整合性がとれていないことが推測されます。(例:体育館の運動スペースのコートサイズや運動場下部の駐輪スペースなどの台数、3・4階の配膳室への出入口確保など)計画を進める上で、構造や設備との整合性を図る上で、体育館サイズの見直しやその他階指定、隣接条件の見直しが可能でしょうか。	体育館のサイズは、「別紙06 諸室性能(特記事項)リスト」の「形状」欄の寸法を確保するものとします。 階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示した条件どおりとし、変更はお受けしかねます。 機能の隣接関係は、第2の2(1)ウの表2-4(12頁)の「配置」で示した条件のとおりです。
102	要求水準書案 別紙06 諸室性能(特記事項)リスト 別紙07 諸室性能リスト 別紙13 機能関連図					配置 形状 面積(m ² /室)	地下且つ大空間であり屋上に運動場を設けることになる体育館の柱サイズやそれに加えた仕上寸法を考慮した場合、関連図や性能で求められている面積やタテ・ヨコサイズとバスケットボールコートなどの必要サイズなどの整合性がとれていないことが想定されます。例えばコートサイズの変更や或いは体育館のサイズ自体の見直し、体育館東に計画されている駐輪スペースの削除など、どの辺りまで変更可能かご教示ください。	コートサイズの変更は不可です。 体育館のサイズは、「別紙06 諸室性能(特記事項)リスト」の「形状」欄の寸法を確保するものとします。 橘小学校等複合化整備計画の平面計画案で東側の外構に設けている駐輪スペースは、要求水準書案第2の2(11)クの要求水準を満たし、かつ駐輪場の利用者属性に応じて利便性や安全性を確保することができれば、場所を変更することは可能です。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
103	要求水準書案 別紙06 諸室性能（特記事項）リスト 別紙07 諸室性能リスト 別紙13 機能相関図					配置階	多目的室の隣接条件について、使い勝手上的理由の記載がありませんでしたので、どのような利用を想定されているのかご教示ください。また、可能な限り、諸室配置の階設定や相関関係での設定について、その使い勝手上的理由をご教示頂けないでしょうか。	質問前段について、多目的室の利用に関しては、「別紙06 諸室性能（特記事項）リスト」の「方針」欄のとおりです。 質問後段についても、各諸室の利用に関しては、「別紙06 諸室性能（特記事項）リスト」を参照してください。
104	要求水準書案 別紙08 事業者が設置する 什器・備品等一覧		3	2	2	事業者が設置する 什器・備品等一覧	備品はすべて新設で移設品はございませんでしょうか。また参考型番等はあくまで参考であり、同等品以上の理解でよろしいでしょうか。	質問前段について、什器・備品等はすべて新規に調達するものとします。 質問後段について、お見込みのとおりです。
105	要求水準書案 別紙08 事業者が設置する 什器・備品等一覧		3	2	2	事業者が設置する 什器・備品等一覧	一覧表に記載のない什器・家具等は新規購入又は既存利用と考えて宜しいでしょうか。事業者にて整備以外のもの想定のリスト等があればご教示頂けますでしょうか。	質問前段について、「別紙08 事業者が設置する什器・備品等一覧」に掲げるもの以外は、市が調達します。 質問後段について、市が調達するもののリスト等を公表する予定はありません。
106	要求水準書案 別紙08 事業者が設置する 什器・備品等一覧		3	2	2	事業者が設置する 什器・備品等一覧	「別紙08 事業者が設置する什器・備品等一覧」に記載のあるもの以外は市が調達するとの理解で宜しいでしょうか。	No.105の回答を参照してください。
107	要求水準書案 参考a 測量図					敷地高低測量	敷地に対し、各部・各所が切迫した計画になることが考えられ、敷地高低差が大きくないことが、要求事項を満たす条件になり得る可能性があるため、高低測量の提示を頂けないでしょうか。	敷地の高低測量は行っていません。 必要に応じて事業者のご判断で行ってください。
108	要求水準書案 参考i 地盤状況調査結果					地盤状況調査結果	地盤状況調査結果について、地盤調査報告書の一式（全文）を閲覧させて頂けないでしょうか。また、既存建物建築時の地盤調査結果報告書等のデータがありましたら、共有頂けないでしょうか。	「橘小学校地盤調査委託報告書」（令和3年9月）のデータを参考iの閲覧・貸与資料に追加します。
109	要求水準書案 参考i 地盤状況調査結果					地盤状況調査結果	配布されました地盤状況調査結果が抜粋かと思われます。地盤状況調査結果報告書一式として貸与して頂くことは可能でしょうか。	No.108の回答を参照してください。
110	橘小学校複合化整備計画	14	6		1	施設配置の基本的な考え方	民間プールへの移動・交通手段について、敷地内で留意すべきことがあればご教示ください。（例えば、車寄せにバスなどの寄り付けが必要かどうか？必要な場合、バスのサイズをご教示ください。また車寄せ利用の場合学校ゾーンとのゾーニングの輻輳への配慮の有無等についてご教示ください。）	民間プールへの移動手段は、プール事業者の送迎バスを想定しています。車両の大きさは、現時点では決まっておらず、お示しすることができません。 送迎バスの駐停車場は、橘小学校等複合化整備計画の平面計画案でいえば、2階運動場へのスロープ下のスペース（外構）や市民利用施設側の車寄せが考えられます。敷地内での乗降が困難である場合には、別途整備する駐車場等で対応することを考えています。
111	橘小学校複合化整備計画	27	1			児童数の推移	将来的な児童数の推移の予測について、把握されている範囲でお示し頂けないでしょうか。	橘小学校の児童数の将来予測については、お示しすることができません。橘小学校等複合化整備計画の27頁に掲載している児童数の推移等を参考に予測してください。 なお、令和5年度は15学級、364人（5月1日現在）となっています。
112	その他					類似施設の見学	平成22年4月に開校した「名古屋市立笹島小中学校」が今回と同様に地下の体育館の上にグラウンド（人工地盤）を設置した類似施設となっています。今回の橘小学校の設計検討の参考にしたいので、ぜひ見学の機会を設けて頂けないでしょうか。小中学校が春休みになる期間がいいかと思います。	誠に申し訳ありませんが、ご要望にはお応えしかねます。